

第 9 回会議 **提案事項** 別紙

西伯町・会見町合併協議会

平成 15 年 8 月 5 日

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・水道分科会)

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
上水道事業	平成15年3月31日現在		該当なし。	西伯町の例による
(概況)	行政区域内人口	8,294 人		
	給水人口	7,200 人		
	給水件数	2,194 件		
	普及率	100 %		
	配水(給水)施設能力	4,420 m <sup>3</sup>		
	年間給水量	985 千m <sup>3</sup>		
	年間総有収水量	799 千m <sup>3</sup>		
	一日最大給水量	3,380 m <sup>3</sup>		
	一日平均給水量	2,699 m <sup>3</sup>		
	有収率	81.1 %		
	供給単価	158.1 円		
	給水単価	177.5 円		
	職員数	2 人		
	○主要施設			
	水源池	5 箇所		
	配水池	7 箇所		
	簡易専用水道	5 箇所		
(浄水場の管理)	直営管理 落合浄水場については、業者委託(毎月点検を年間委託)			
(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村			
(根拠法令)	西伯町水道事業の設置に関する条例			
	西伯町上水道給水条例			

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・水道分科会)

項目	現況				課題	調整方針	
	西伯町		会見町				
簡易水道 (概況)	平成15年3月31日現在		平成15年3月31日現在			各町の制度を継続する	
	行政区域内人口	8,294 人	行政区域内人口	4,189 人			
	給水人口	1,910 人	給水人口	4,186 人			
	給水件数	252 件	給水件数	1,321 件			
	普及率	96.7 %	普及率	99.9 %			
	配水(給水)施設能力	377 m <sup>3</sup>	配水(給水)施設能力	2,172 m <sup>3</sup>			
	年間給水量	72 千m <sup>3</sup>	年間給水量	546 千m <sup>3</sup>			
	年間総有収水量	68 千m <sup>3</sup>	年間総有収水量	435 千m <sup>3</sup>			
	一日最大給水量	295 m <sup>3</sup>	一日最大給水量	1,877 m <sup>3</sup>			
	一日平均給水量	198 m <sup>3</sup>	一日平均給水量	1,496 m <sup>3</sup>			
	有収率	94.0 %	有収率	79.7 %			
	供給単価	164.8 円	供給単価	100.4 円			
	給水単価	234.5 円	給水単価	89.2 円			
	職員数	2 人	職員数	2 人			
	(浄水場の管理)	○主要施設		○主要施設			
		水源池	6 箇所	水源池			4 箇所
		配水池	7 箇所	配水池			5 箇所
	簡易水道	6 箇所	簡易水道	2 箇所			
	直営管理		直営管理				
(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村		建設課 吉持				
(根拠法令)	西伯町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例		会見町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例				
飲料水供給施設	施設数 3 箇所		該当なし。			西伯町の例による	
	赤谷、笹畑・大河内、鍋倉・与一谷 ※給水人口100人以下の簡易水道						
	(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村					
(根拠法令)	西伯町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例						

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・水道分科会)

項目	現況		課題	調整方針		
	西伯町	会見町				
水道料金(別表による) (上水道)	平成15年4月1日現在 (上水)水道料金単価表(税別)		該当なし。	西伯町の例による		
	料金	基本料金(1ヶ月につき)				
	種別	水量(m3) 料金(円)				
	一般用	6m3まで 740				
	営業用 公共用	50m3 8,640				
	(上水)従量料金(一般用) (税別)					
	使用水量	金額(1ヶ月につき)				
	6立方メートルを超え 25立方メートルまで	1立方メートル 130円				
	25立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートル 140円				
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	1立方メートル 145円				
	100立方メートルを超える分	1立方メートル 150円				
	(上水)従量料金(営業・公共用) (税別)					
	使用水量	金額(1ヶ月につき)				
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	1立方メートル 190円				
	100立方メートルを超え 200立方メートルまで	1立方メートル 205円				
	200立方メートルを超える分	1立方メートル 220円				
	(根拠法令)	西伯町上水道給水条例				

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・水道分科会)

項目	現況		課題	調整方針																									
	西伯町	会見町																											
(簡易水道)	<b>(簡水)水道料金単価表(税別)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金(1ヶ月につき)</th> </tr> <tr> <th>水量(m3)</th> <th>料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東上</td> <td>6m3まで</td> <td>566</td> </tr> <tr> <td>馬佐良、東長田 上長田、八金 入蔵、赤谷 与一谷・鍋倉 大河内・笹畑</td> <td>15m3まで</td> <td>2,214</td> </tr> </tbody> </table>		種別	基本料金(1ヶ月につき)		水量(m3)	料金(円)	東上	6m3まで	566	馬佐良、東長田 上長田、八金 入蔵、赤谷 与一谷・鍋倉 大河内・笹畑	15m3まで	2,214	<b>(簡水)水道料金単価表(税別)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径(mm)</th> <th>基本料金(1ヶ月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		口径(mm)	基本料金(1ヶ月につき)	13	600 円	20	800 円	25	1,300 円	40	2,500 円	50	6,000 円		各町の制度を継続する
	種別	基本料金(1ヶ月につき)																											
		水量(m3)	料金(円)																										
	東上	6m3まで	566																										
	馬佐良、東長田 上長田、八金 入蔵、赤谷 与一谷・鍋倉 大河内・笹畑	15m3まで	2,214																										
	口径(mm)	基本料金(1ヶ月につき)																											
	13	600 円																											
	20	800 円																											
	25	1,300 円																											
	40	2,500 円																											
50	6,000 円																												
<b>(簡水)従量料金 (税別)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用水量</th> <th>金額(1ヶ月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東上</td> <td>1立方につき 95円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1立方につき 148円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基本水量を超えた場合に加算される。</p>		使用水量	金額(1ヶ月につき)	東上	1立方につき 95円	その他	1立方につき 148円	<b>(簡水)従量料金 (税別)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用水量</th> <th>金額(1ヶ月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1立方メートルを超え 50立方メートルまで</td> <td>1立方メートル 70円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え 100立方メートルまで</td> <td>1立方メートル 80円</td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超え 150立方メートルまで</td> <td>1立方メートル 90円</td> </tr> <tr> <td>150立方メートルを超える分</td> <td>1立方メートル 100円</td> </tr> </tbody> </table>		使用水量	金額(1ヶ月につき)	1立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートル 70円	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	1立方メートル 80円	100立方メートルを超え 150立方メートルまで	1立方メートル 90円	150立方メートルを超える分	1立方メートル 100円										
使用水量	金額(1ヶ月につき)																												
東上	1立方につき 95円																												
その他	1立方につき 148円																												
使用水量	金額(1ヶ月につき)																												
1立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートル 70円																												
50立方メートルを超え 100立方メートルまで	1立方メートル 80円																												
100立方メートルを超え 150立方メートルまで	1立方メートル 90円																												
150立方メートルを超える分	1立方メートル 100円																												
(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村		建設課 吉持																										
(根拠法令)	西伯町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例		会見町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例																										
上水道加入金 (別表による)	加入金(消費税等込み)		該当なし。																										
	区分	加入金																											
	13 mmまで	33,600 円																											
	20 mmまで	95,550 円																											
	25 mmまで	157,500 円																											
	30 mmまで	273,000 円																											
	40 mmまで	556,500 円																											
	50 mmまで	955,500 円																											
75 mm以上	町長が別に定める																												
(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村																												
(根拠法令)	西伯町上水道新規加入の負担を定める規則																												

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・水道分科会)

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
簡易水道加入金	加入金(消費税等込み) 一律 400,000円 (分岐～メーター設置 100,000円、負担金 300,000円)	加入者納付金(消費税等込み) 区分 加入金 13 mmまで 52,500 円 20 mmまで 73,500 円 25 mmまで 84,000 円 40 mmまで 113,400 円 50 mm以上 183,750 円		各町の制度を継続する
(担当課) (根拠法令)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村 西伯町営農飲雑用水施設整備事業分担金条例 上長田簡易水道事業分担金条例	建設課 吉持 会見町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例		
手数料	給水装置工事事業者指定 1件につき 10,000円 給水工事の設計審査 1件につき 2,000円	給水装置工事事業者指定 1件につき 10,000円 給水工事の設計審査 1件につき 2,000円 給水工事の設計手数料 工事費の100分の5 各種証明手数料 1件につき 300円		会見町の例による 但し、給水工事の設計手数料は廃止する。
(担当課) (根拠法令)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村 西伯町上水道給水条例	建設課 吉持 会見町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例		
検針 (メーター検針)	メーター検針・・・シルバー人材センターに委託 1ヶ月毎に検針 (東上簡水は2ヶ月に1回)	メーター検針・・・各区に委託して2ヶ月毎に検針している 但し、天万、寺内、市山、福里、検針員を選任して2ヶ月毎に検針。金田は、シルバー人材センターに委託	効率的な検針 方法の検討	上水・簡水とも検針回数 は、会見町の例による。但し、公共・事業所は1ヶ月に1回とする。 委託先は、西伯町の例による 西伯町の例による  (平成16年度は、各町の例によることとし、平成17年度から上記方針に統一する。)
(検針手数料)	検針手数料 1件あたり 60 円	検針手数料 1件あたり 60 円 年6回		
(担当課) (根拠法令)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村 西伯町上水道給水条例	建設課 吉持 会見町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例		

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・水道分科会)

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
水道料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅内漏水減免 該当月使用量と前年の同月使用量との誤差の1/2を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅内漏水減免 該当月使用量と前年の同月使用量との誤差の1/2を免除</li> </ul>		両町の制度を継続する
(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村	建設課 吉持		
(根拠法令)	西伯町上水道給水条例 西伯町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例	会見町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例		
指定給水装置工事事業者	現在 35社	現在 41社	統一化調整	両町の制度を継続する
(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村	建設課 吉持		
(根拠法令)	西伯町水道給水装置工事指定業者選定規程	会見町指定給水装置工事事業者規則		
水道給水維持管理	メーターまでは、町の管理	メーターまでは、町の管理		両町の制度を継続する
(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村	建設課 吉持		
(根拠法令)	西伯町上水道給水条例 西伯町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例	会見町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例		
水道施設工事 (上水道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絹屋地区施設改良(上水) H14 実施設計 H15 配水池築造、送水・配水管布設 事業完了予定</li> <li>・山田谷地区施設改良(上水) H14 実施設計 H15 配水池築造、送水・配水管布設 H16 配水・送水管布設 事業完了予定</li> </ul>	上水工事 該当なし		各町の事業を継続する
(簡易水道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東上簡易水道施設改良(簡水) H15 設計、送水・配水管布設 H16 水源施設、配水池築造、送水・配水管布設 事業完了予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池野鶴田簡易水道拡張工事 H13 水源取水施設 H14 配水管布設工事 H15 配水池築造 H16~H19 配水管布設工事 事業完了予定</li> </ul>		各町の事業を継続する
(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村	建設課 山尾		
(根拠法令)				

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・水道分科会)

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
水道料金賦課徴収 (上水道)	料金徴収・・・2ヶ月毎に納付書を送付する (北部:奇数月、南部:偶数月) 一般 2ヶ月に1回 公共 1ヶ月に1回	料金徴収・・・上水は該当なし	統一化	会見町の簡易水道の例による。但し、公共・事業所は1ヶ月に1回とする。
(簡易水道)	料金徴収・・・1ヶ月毎に納付書を送付する(簡水) (ただし、東上簡水は2ヶ月に1回)	料金徴収・・・2ヶ月毎に奇数月に納付書を送付する(簡水) 一般 2ヶ月に1回 公共 2ヶ月に1回		会見町の例による
(納付書 配布手数料)	納付書 配布手数料 1件 10円	納付書 配布手数料 1件 20円		会見町の例による
(納付書配布先)	区長、納税組合	区長		各町の制度を継続する
(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村	建設課 吉持		(平成16年度は、各町の例によることとし、平成17年度から上記方針に統一する。)
(根拠法令)	西伯町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例	会見町簡易水道施設の設置及び給水に関する条例		
簡易水道委員会	該当なし	委員構成等 議員2名、簡水使用者10名 任期2年 所掌事務 簡易水道の運営及び建議	統一化	合併時に廃止する
(担当課)	建設水道課 深田弥・西谷・吉村	建設課 吉持		
(根拠法令)		会見町簡易水道委員会条例		

## 上水料金表 (西伯町)

種別	量率	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金1立米につき	
	用途	水量	料金		
専用及び共用	一般用	6m3まで	740円	6m3～25m3まで	130円
				25m3～50m3まで	140円
				50m3～100m3まで	145円
				100m3を超える分	150円
営業用 公共用	50m3まで	8,640円	50m3～100m3まで	190円	
			100m3～200m3まで	205円	
			200m3を超える分	220円	

消費税は別途

## 簡水料金表 (西伯町)

地区名	種別	方法	用途	基準料金		超過料金	
東上	一般	量水制	一般家庭用	6m3まで	566円	1m3につき	95円
馬佐良	一般	量水制	一般家庭用	15m3まで	2,214円	1m3につき	148円
東長田	一般	量水制	一般家庭用	15m3まで	2,214円	1m3につき	148円
上長田	一般	量水制	一般家庭用	15m3まで	2,214円	1m3につき	148円
八金	一般	量水制	一般家庭用	15m3まで	2,214円	1m3につき	148円
入蔵	一般	量水制	一般家庭用	15m3まで	2,214円	1m3につき	148円
与一谷・鍋倉	一般	量水制	一般家庭用	15m3まで	2,214円	1m3につき	148円
赤谷	一般	量水制	一般家庭用	15m3まで	2,214円	1m3につき	148円
笹畑・大河内	一般	量水制	一般家庭用	15m3まで	2,214円	1m3につき	148円

消費税は別途

## 工事負担金(上水道) (西伯町)

口径別	加入負担金	消費税	合計
13mm	32,000円	1,600円	33,600円
20mm	91,000円	4,550円	95,550円
25mm	150,000円	7,500円	157,500円
30mm	260,000円	13,000円	273,000円
40mm	530,000円	26,500円	556,500円
50mm	910,000円	45,500円	955,500円
75mm	管理者が定める額		

## 2町の施策の調整方針について（出納分科会）

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
出納室窓口の取扱 （担当課） （根拠法令）	出納室に1カ所 出納室（山岡）	出納室に1カ所 出納室（加藤）	各町にある窓口の取扱	各町の例による。
歳計外現金 （担当課） （根拠法令）	保証金・保管金一覧表のとおり 出納室（山岡） 西伯町財務規則	保証金・保管金一覧表のとおり 出納室（加藤）		新町へ引き継ぐ
支払事務 （担当課） （根拠法令）	支払日等一覧表のとおり 支払日 毎週木曜日（祝祭日は翌日） 毎月5.10.20.21.25.月末2日前.月末 起債償還日 原則 口座振替 職員、議員以外 窓口払い 職員給与、旅費、児童手当 交際費、議員旅費 登録振込 議員・農委・教委報酬、臨時賃金	支払日等一覧表のとおり 支払日 毎週木曜日（祝祭日は翌日） 毎月5.10.20.21.25.月末2日前.月末 起債償還日 口座振替 職員に支払うものすべて 納付書払 窓口払い 交際費、 医療費等受領者と債権者が異なる人	支払方法の統一	全体のシステムの中で検討
指定金融機関の設置	指定金融機関（収納及び支払い、町に1機関） 山陰合同銀行（口振り手数料 1件5円）	指定金融機関（収納及び支払い、町に1機関） 山陰合同銀行（口振り手数料 1件5円）	指定金融機関の統一	両町の指定を継続する。
	指定代理金融機関（収納及び支払いの一部） 鳥取西部農協（口振り手数料 1件5円）	指定代理金融機関（収納及び支払いの一部） 鳥取西部農協、（口振り手数料 1件5円） 鳥取銀行（口振り手数料 1件5円）	指定代理金融機関の統一	各町の指定代理金融機関を継続する

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
<p>収納代理金融機関（収納の一部）</p> <p>鳥取銀行（口振り手数料 1件5円）</p> <p>米子信用金庫（口振り手数料 1件5円）</p> <p>山陰労働金庫（口振り手数料 1件5円）</p> <p>日本郵政公社（口振り手数料 1件10円）</p> <p>指定をしていない。</p> <p>（担当課） 出納室（山岡）</p> <p>（根拠法令） 地方自治法 235 条第 2 項、同令第 1 6 8 条</p>	<p>収納代理金融機関（収納の一部）</p> <p>鳥根銀行（口振り手数料 1件5円）</p> <p>米子信用金庫（口振り手数料 1件5円）</p> <p>山陰労働金庫（口振り手数料 1件5円）</p> <p>日本郵政公社（口振り手数料 1件10円）</p> <p>指定をしていない。</p> <p>（担当課） 出納室（加藤）</p> <p>（根拠法令） 地方自治法 235 条第 2 項、同令第 1 6 8 条</p>	<p>収納代理金融機関の統一</p> <p>指定の方針</p>	<p>鳥取銀行は、会見町の例により指定代理金融機関とする。</p> <p>鳥根銀行は16年度中は会見町の例によることとし、17年度以降は新町において調整する。</p> <p>その他の金融機関については、両町の例による。</p> <p>合併時に指定する。</p>	
	<p>指定金融機関の本支店</p> <p>指定代理金融機関の本支店</p> <p>収納代理金融機関の本支店</p> <p>（担当課） 出納室（山岡）</p> <p>（根拠法令）</p>	<p>指定金融機関の本支店</p> <p>指定代理金融機関の本支店</p> <p>収納代理金融機関の本支店</p> <p>会見町出納室</p> <p>出納室（加藤）</p>	<p>納付場所の統一</p>	<p>両町の取り扱いを継続する。</p> <p>会見町の出納室については、庁舎の利用形態と合わせて協議する。</p>
	<p>指定金融機関派出職員の駐在状況</p> <p>派出職員 毎週木曜日支払業務</p> <p>（午前9時から支払業務終了まで）</p> <p>毎日9・10・15時</p> <p>（担当課） 出納室（山岡）</p> <p>（根拠法令）</p>	<p>派出職員 毎日9時～13時、14時～15時</p> <p>出納室（加藤）</p>	<p>派出職員の駐在時間</p>	<p>指定金融機関と調整する。</p>

歳計外現金一覧表 H.15.3.31現在

(単位:千円)

西伯町			会見町	
保証金	下水道工事保証金	20,000	保証金(工事・契約・住宅入居)	15,893
	建設工事保証金	315		
	町営住宅敷金	4,716	町営住宅入居者敷金	
保管金	源泉所得税	3,957	源泉所得税	2,242
	町県民税(1)	4,872	町県民税	10,110
	町県民税(2)		県民税	
	議員共済掛金		職員共済掛金	51
	共済組合掛金		職員共済貸付金	
	社会保険料	573	社会保険料(健厚雇)	18
	農地等国庫金		国有農地賃借料	
	用品調達基金	1,010	県営住宅使用料	161
	住宅敷金	4,716	三町ゴミ袋代金	509
	前納報奨金			
	歳入科目不明金		財産形成貯蓄	
	病院特老水道			
	町預金利子	1	職員共済貸付金	
	預り金(厚生)		生活保護費	
	預り金(退手)		その他	
	預り金(その他)	19	諸収入	
			債権差押額	
	板祐生記念館用品調達基金	2,058		
		42,237		28,984

## 2町の施策の調整方針について（総務企画部会 消防の取扱い）

項目	現況				課題	調整方針																																																																																		
	西伯町		会見町																																																																																					
1. 消防団の組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分団数 (本部含)</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>担当地区等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4(総数)</td> <td>101名</td> <td>101名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>団長、副団長</td> </tr> <tr> <td>本部1部</td> <td>25名</td> <td>25名</td> <td>法勝寺地区</td> </tr> <tr> <td>本部2部</td> <td>20名</td> <td>20名</td> <td>役場職員</td> </tr> <tr> <td>第1分団</td> <td>16名</td> <td>16名</td> <td>上長田地区</td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>16名</td> <td>16名</td> <td>東長田地区</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>21名</td> <td>21名</td> <td>東西町、天津、大 国地区</td> </tr> </tbody> </table>		分団数 (本部含)	定員	現員	担当地区等	4(総数)	101名	101名		役員	3名	3名	団長、副団長	本部1部	25名	25名	法勝寺地区	本部2部	20名	20名	役場職員	第1分団	16名	16名	上長田地区	第2分団	16名	16名	東長田地区	第3分団	21名	21名	東西町、天津、大 国地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分団数 (本部含)</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>担当地区等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4(総数)</td> <td>60名</td> <td>59名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部班</td> <td>12名</td> <td>12名</td> <td>役場職員</td> </tr> <tr> <td>第1分団</td> <td>15名</td> <td>14名</td> <td>天萬、三崎、寺内 及び福里並びに 宮前の一部</td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>15名</td> <td>15名</td> <td>浅井、高姫、井上、 御内谷、金田、池 野及び鶴田並び に朝金の一部</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>15名</td> <td>15名</td> <td>円山、諸木、田住、 市山、荻名並びに 宮前及び朝金の 一部</td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>団長、副団長</td> </tr> </tbody> </table>		分団数 (本部含)	定員	現員	担当地区等	4(総数)	60名	59名		本部班	12名	12名	役場職員	第1分団	15名	14名	天萬、三崎、寺内 及び福里並びに 宮前の一部	第2分団	15名	15名	浅井、高姫、井上、 御内谷、金田、池 野及び鶴田並び に朝金の一部	第3分団	15名	15名	円山、諸木、田住、 市山、荻名並びに 宮前及び朝金の 一部	本部	3名	3名	団長、副団長	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役場職員消防は定員25名とする(両町合併後)</li> <li>分団の定数を調整する。 西伯町の第1～3分団の定数を各1名減とする。</li> <li>団長、副団長は分団に属さない。</li> <li>分団の呼称、役場消防は庁舎の利用形態による(合併時まで決定)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団数</th> <th>定員 (名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8(総数)</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>役場職員</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>西伯本部1部</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>西伯第1分団</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>西伯第2分団</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>西伯第3分団</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>会見第1分団</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>会見第2分団</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>会見第3分団</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>団長、副団長</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	分団数	定員 (名)	8(総数)	148	役場職員	25	西伯本部1部	25	西伯第1分団	15	西伯第2分団	15	西伯第3分団	20	会見第1分団	15	会見第2分団	15	会見第3分団	15	団長、副団長	3
	分団数 (本部含)	定員	現員	担当地区等																																																																																				
4(総数)	101名	101名																																																																																						
役員	3名	3名	団長、副団長																																																																																					
本部1部	25名	25名	法勝寺地区																																																																																					
本部2部	20名	20名	役場職員																																																																																					
第1分団	16名	16名	上長田地区																																																																																					
第2分団	16名	16名	東長田地区																																																																																					
第3分団	21名	21名	東西町、天津、大 国地区																																																																																					
分団数 (本部含)	定員	現員	担当地区等																																																																																					
4(総数)	60名	59名																																																																																						
本部班	12名	12名	役場職員																																																																																					
第1分団	15名	14名	天萬、三崎、寺内 及び福里並びに 宮前の一部																																																																																					
第2分団	15名	15名	浅井、高姫、井上、 御内谷、金田、池 野及び鶴田並び に朝金の一部																																																																																					
第3分団	15名	15名	円山、諸木、田住、 市山、荻名並びに 宮前及び朝金の 一部																																																																																					
本部	3名	3名	団長、副団長																																																																																					
分団数	定員 (名)																																																																																							
8(総数)	148																																																																																							
役場職員	25																																																																																							
西伯本部1部	25																																																																																							
西伯第1分団	15																																																																																							
西伯第2分団	15																																																																																							
西伯第3分団	20																																																																																							
会見第1分団	15																																																																																							
会見第2分団	15																																																																																							
会見第3分団	15																																																																																							
団長、副団長	3																																																																																							
(担当課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長の任期は2年(団長、副団長の任期は2年で改選)</li> <li>改選 15年4月</li> <li>組織 団本部及び3分団</li> <li>消防団員の階級 団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員</li> <li>団員の制服 制服、制帽、略衣、略帽：5年貸与</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>団長、副団長、分団長、副分団長、班長の任期は2年</li> <li>改選 15年4月</li> <li>組織 団本部及び3分団</li> <li>消防団員の階級 団長、副団長、分団長、副分団長、班長及び団員</li> <li>団員の制服 制服、制帽、略衣、略帽：5年貸与</li> </ul>																																																																																					
	総務課(桑名)		総務課(岩田典)																																																																																					

項目	現況		課題	調整方針																																																					
	西伯町	会見町																																																							
(根拠法令)	西伯町消防団条例 西伯町消防団規則	会見町消防団条例 会見町消防団規則	・副団長の定数調整 ・指揮者以外の制服が会見町にない ・作業服は新基準のものに更新することが必要とされる	・副団長は2名とする ・制服は分団長以上に支給 ・新町において調整																																																					
2.報酬・費用弁償	報酬・費用弁償 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>支給区分</th> <th>報酬額</th> <th>出張旅費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>116,300円</td> <td rowspan="8">一般職員 の例</td> <td rowspan="8">役場班(本部 分団2部)の 報酬は支給 していない</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額</td> <td>73,300円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額</td> <td>65,400円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額</td> <td>41,700円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額</td> <td>36,700円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額</td> <td>34,900円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額</td> <td>31,600円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	支給区分	報酬額	出張旅費	摘要	団長	年額	116,300円	一般職員 の例	役場班(本部 分団2部)の 報酬は支給 していない	副団長	年額	73,300円	分団長	年額	65,400円	副分団長	年額	41,700円	部長	年額	36,700円	班長	年額	34,900円	団員	年額	31,600円	報酬・費用弁償 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>支給区分</th> <th>報酬額</th> <th>出張旅費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>111,800円</td> <td rowspan="7">一般職員 の例</td> <td rowspan="7">機関員に は、年額 28,200円 の機関員 報酬を別 に加算(1 分団4名)</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額</td> <td>70,500円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額</td> <td>49,900円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額</td> <td>30,400円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	支給区分	報酬額	出張旅費	摘要	団長	年額	111,800円	一般職員 の例	機関員に は、年額 28,200円 の機関員 報酬を別 に加算(1 分団4名)	副団長	年額	70,500円	分団長	年額	49,900円	副分団長	年額	33,600円	班長	年額	31,500円	団員	年額	30,400円	・役場班の報酬なし(西伯町は出勤手当のみ) ・会見町では各分団に機関員が4名ずつ配置され、報酬が支給されている	・役場班の報酬については、西伯町の例による。 ・報酬全般については、西伯町の例による。
階級	支給区分	報酬額	出張旅費	摘要																																																					
団長	年額	116,300円	一般職員 の例	役場班(本部 分団2部)の 報酬は支給 していない																																																					
副団長	年額	73,300円																																																							
分団長	年額	65,400円																																																							
副分団長	年額	41,700円																																																							
部長	年額	36,700円																																																							
班長	年額	34,900円																																																							
団員	年額	31,600円																																																							
階級	支給区分	報酬額			出張旅費	摘要																																																			
団長	年額	111,800円	一般職員 の例	機関員に は、年額 28,200円 の機関員 報酬を別 に加算(1 分団4名)																																																					
副団長	年額	70,500円																																																							
分団長	年額	49,900円																																																							
副分団長	年額	33,600円																																																							
班長	年額	31,500円																																																							
団員	年額	30,400円																																																							
(担当課)	総務課(桑名)	総務課(岩田典)																																																							
(根拠法令)	西伯町消防団条例 西伯町消防団規則	会見町消防団条例																																																							
3.出勤手当等	水火災その他の災害 1回につき 3,900円 警戒の場合 1回につき 3,900円 訓練の場合 1回につき 3,900円 その他職務の従事 1回につき 3,900円	水火災の場合 1回につき 3,800円 警戒の場合 1回につき 3,800円 訓練の場合 1回につき 3,800円 その他職務の従事 1回につき 3,800円	出勤手当基準の統一	・会見町の例による。																																																					
(担当課)	総務課(桑名)	総務課(岩田)																																																							
(根拠法令)	西伯町消防団条例	会見町消防団条例																																																							

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
4. 行事、大会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防出初式 1月</li> <li>・ ポンプ操法大会 7月</li> <li>・ 春季、秋季防火パレード及び水利点検</li> <li>・ 西部広域圏連合演習 9月</li> <li>・ 救急救命講習等研修 随時</li> <li>・ 消防学校派遣研修（操法、規律、機械操作等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防出初式 1月</li> <li>・ 文化財防火訓練 1月</li> <li>・ 表彰伝達式及び規律訓練 4月</li> <li>・ ポンプ操法大会講習会 5月</li> <li>・ たばこ乾燥小屋査察 6月</li> <li>・ ポンプ操法大会 7月</li> <li>・ 春、秋火災予防運動に係る啓発広報</li> <li>・ 西部広域圏連合演習 9月</li> </ul>	大会、参加行事の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新町において調整</li> </ul>
(担当課)	総務課（桑名）	総務課（岩田典）		
(根拠法令)				
5. 団員の任用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任用</li> <li>団長は団の推薦により町長が任命</li> <li>団員は、</li> <li>本町に居住する</li> <li>年齢満18歳以上、満45歳までの者で、</li> <li>思想堅固、身体強健であって団員たるに足る者を、町長の承認を得て団長が任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任用</li> <li>団長は、団の推薦に基づき町長が任命</li> <li>団員は、</li> <li>本町に居住又は勤務する</li> <li>年齢18歳以上48歳までの者で、</li> <li>思想賢固かつ身体強健な者で団員たるに足る者を、町長の承認を得て団長が任命資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢基準を統一する必要がある。</li> <li>・ 西伯町の条例と消防団員の年齢との実情が整合していない。</li> <li>（会見町は年齢制限はあるが、町長の承認により実質年齢制限なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会見町（条例）の例による。</li> </ul>
(担当課)	総務課（桑名）	総務課（岩田）		
(根拠法令)	西伯町消防団条例	会見町消防団条例		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
6. 自衛（自主）組織	<p>自主防災組織の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織数 40（自治会数：50）</li> <li>災害時安否確認、避難対応、初期消火、炊き出し等の活動</li> <li>・ 単年度補助金は無し</li> <li>（平成13年度に自主防災組織等の育成、強化を目的に全集落へ交付金を交付（均等割＋世帯割））</li> </ul>	<p>自衛消防組織の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛消防補助金</li> <li>世帯割額 世帯数×1/3×1,000円</li> <li>+ ポンプ維持費 17,000円×16団体</li> <li>・ 出初式出動手当</li> <li>10人まで一人当たり3,800円</li> <li>11人～15人まで一人当たり1,000円</li> <li>最高額 43,000円</li> </ul>	<p>自主防災組織、自衛消防団等の組織を統一。</p> <p>・ 自衛消防団の手当の取扱いについて</p>	<p>・ 各町の制度を継続</p>
（担当課）	総務課（桑名）	総務課（岩田）		
（根拠法令）				
7. 消防防災設備整備	<p>消火栓等</p> <p>水道施設（364基）（上水：269基、簡水：95基）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火栓の設置は町が実施</li> <li>・ ホース等の維持は地区が実施</li> <li>・ 防火水槽（74基）（毎年要望に応じて1基新設）</li> </ul>	<p>消火栓等</p> <p>水道施設（179基）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区が設置、維持・修繕も地区が実施</li> <li>補助率（1/2）</li> <li>・ ホース等の維持・修繕も地区が行う</li> <li>・ 防火水槽（68基）</li> </ul>	<p>消火栓の管理基準の統一。</p> <p>負担割合の統一。</p>	<p>・ 消火栓は西伯町の例による。</p> <p>（私的理由等により移設等をする場合は住民負担）</p>

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
	<p>防災備蓄等</p> <p>ア) 県の防災備蓄連携体制要領による推進 (3ユニット)整備済</p> <p>イ) 防災備蓄倉庫整備済</p> <p>保存期間 粉ミルク 平成15年9月(14年3月整備) アルファ米 平成19年2月(14年2月整備) 保存水 平成19年2月(14年2月整備) 乾パン 平成19年2月(14年2月整備)</p> <p>消防団設備等</p> <p>ア) 公設 ポンプ車 2台 公設 小型ポンプ積載車 3台</p> <p>消防施設整備等</p> <p>・ 公設消防団にかかる部分 町負担</p> <p>・ 自主防災組織にかかる部分 各組織が独自整備 平成13年度に自主防災組織活性化のために交付金を交付 均等割 118千円 世帯割 4千円(重複掲載)</p> <p>・ 防火水槽整備(年1基) 公費負担90% 地元負担10% (ただし、地元が土地を提供した場合、は負担なし(町に所有権移転))</p>	<p>防災備蓄等</p> <p>ア) 県の防災備蓄連携体制 (1ユニット)整備済</p> <p>イ) 防災備蓄倉庫及び庁舎2Fに備蓄</p> <p>保存期間 粉ミルク 平成15年8月(14年2月整備) アルファ米 平成19年2月(14年2月整備) 保存水 平成19年3月(14年2月整備) 乾パン 平成19年3月(14年2月整備)</p> <p>消防団設備等</p> <p>ア) 公設 ポンプ車(3台) 各分団に配備 (購入時に地元より1/10の負担)</p> <p>消防施設整備等</p> <p>ア) 公設消防団にかかる部分 町が全部整備(ポンプ車購入時除く)</p> <p>イ) 自衛消防団にかかる部分 各分団が実施、実施について町が補助</p> <p>・ 補助率 事業費の1/2</p> <p>・ 対象 被服、ホース、格納庫、筒先、消防ポンプ修理等 防火水槽、消防ポンプの補助率は事業費の9/10</p>	<p>連携備蓄品の一元管理</p> <p>各機材(消防車)の更新時の考え方を精査する必要がある。(西伯町は本部以外の分団は小型ポンプ積載車、会見町は各分団ともポンプ車である)</p>	<p>・ 新町において調整</p> <p>・ 新町において調整</p> <p>・ 消防施設整備補助金は、会見町の例による。</p>
(担当課)	総務課(桑名)	総務課(岩田)		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)				
8. 消防委員	西伯町消防審議会 消防行政の円滑な推進に資する諮問機関 ・委員数 12名 議会議員 4名 消防団役員 3名 学識経験者 5名 ・任期 2年 ----- 根拠 西伯町消防審議会設置条例	会見町消防審議会 消防行政の円滑な推進に資する諮問機関 ・委員数 14名以内 町議会の議員、町消防団の役員、知識経験を有する者のうちから町長が任命 ・任期 1年 ----- 根拠 会見町消防審議会条例	定数の調整 任期の調整 新町の条例で調整する必要がある。	・西伯町の例による。
9. 消防団員福祉共済制度	(財)日本消防協会、消防団員福祉共済制度 全団員加入	(財)日本消防協会 消防団員福祉共済制度 全団員加入		・両町の制度を継続。
10. 表彰	・公設消防 功労章、功績章、勤続章 (団長、町長、西部消防協会、鳥取県消防協会、鳥取県知事、日本消防協会、消防庁長官) ----- 各種消防関係表彰規定	・公設消防 功労章(5年以上) 感謝状(班長以上2年以上在職で消防暦25年以上で退団) ・自衛消防 功労章(5年以上) ----- 各種消防関係表彰規定	表彰基準の統一	・新町において調整。
11. 退職金	支給額 基準に準ずる ----- 根拠 西伯町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例	支給額 準則に準ずる ----- 根拠 会見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例		・両町の制度を継続。

項目	現況		課題	調整方針																																				
	西伯町	会見町																																						
12. 賞じゅつ金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給額 基準に準ずる</li> <li>殉職者 490万円以上 2,520万円以下</li> <li>殉職者特別 3,000万円</li> <li>障害者</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の等級</th> <th>功労の程度による支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>20,600,000以下 4,900,000以上</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>15,500,000以下 4,600,000以上</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>13,600,000以下 4,100,000以上</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>12,100,000以下 3,600,000以上</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>10,300,000以下 3,100,000以上</td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td>9,000,000以下 2,800,000以上</td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td>7,600,000以下 2,300,000以上</td> </tr> <tr> <td>第8級</td> <td>6,400,000以下 1,900,000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠 西伯町賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例</p>	障害の等級	功労の程度による支給額	第1級	20,600,000以下 4,900,000以上	第2級	15,500,000以下 4,600,000以上	第3級	13,600,000以下 4,100,000以上	第4級	12,100,000以下 3,600,000以上	第5級	10,300,000以下 3,100,000以上	第6級	9,000,000以下 2,800,000以上	第7級	7,600,000以下 2,300,000以上	第8級	6,400,000以下 1,900,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給額 基準に準ずる</li> <li>殉職者 490万円以上 2,520万円以下</li> <li>殉職者特別 3,000万円</li> <li>障害者</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の等級</th> <th>功労の程度による支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>20,600,000以下 4,900,000以上</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>15,500,000以下 4,600,000以上</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>13,600,000以下 4,100,000以上</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>12,100,000以下 3,600,000以上</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>10,300,000以下 3,100,000以上</td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td>9,000,000以下 2,800,000以上</td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td>7,600,000以下 2,300,000以上</td> </tr> <tr> <td>第8級</td> <td>6,400,000以下 1,900,000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠 会見町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例</p>	障害の等級	功労の程度による支給額	第1級	20,600,000以下 4,900,000以上	第2級	15,500,000以下 4,600,000以上	第3級	13,600,000以下 4,100,000以上	第4級	12,100,000以下 3,600,000以上	第5級	10,300,000以下 3,100,000以上	第6級	9,000,000以下 2,800,000以上	第7級	7,600,000以下 2,300,000以上	第8級	6,400,000以下 1,900,000以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・両町の制度を継続</li> </ul>
障害の等級	功労の程度による支給額																																							
第1級	20,600,000以下 4,900,000以上																																							
第2級	15,500,000以下 4,600,000以上																																							
第3級	13,600,000以下 4,100,000以上																																							
第4級	12,100,000以下 3,600,000以上																																							
第5級	10,300,000以下 3,100,000以上																																							
第6級	9,000,000以下 2,800,000以上																																							
第7級	7,600,000以下 2,300,000以上																																							
第8級	6,400,000以下 1,900,000以上																																							
障害の等級	功労の程度による支給額																																							
第1級	20,600,000以下 4,900,000以上																																							
第2級	15,500,000以下 4,600,000以上																																							
第3級	13,600,000以下 4,100,000以上																																							
第4級	12,100,000以下 3,600,000以上																																							
第5級	10,300,000以下 3,100,000以上																																							
第6級	9,000,000以下 2,800,000以上																																							
第7級	7,600,000以下 2,300,000以上																																							
第8級	6,400,000以下 1,900,000以上																																							
13. 火災共済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災共済加入（建物火災共済）</li> <li>全戸加入 共済金額 30万（公費負担）</li> <li>伯耆農業共済組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災共済加入（建物火災共済）</li> <li>全戸加入 共済金額 30万（公費負担）</li> <li>伯耆農業共済組合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・両町の制度を継続</li> </ul>																																				

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
1. 防災				
防災無線	西伯町防災行政無線（固定系） ・周波数 69.435MHz ・個別受信機 全世帯 ・屋外拡声子局 6 ・親局 西伯町役場 ・区長遠隔地装置 40 ・遠隔制御局 西伯町役場宿直室、農協西伯町支所 維持管理費：2,684 千円（予算ベース）	会見町防災行政無線（固定系） ・周波数 69.420MHz ・個別受信機 全世帯 ・屋外拡声子局 6 ・親局 会見町役場 ・区長遠隔地装置 22 ・遠隔制御局 会見町役場宿直室、農協会見町支所、社会福祉協議会 維持管理費：1,193 千円（予算ベース）	・周波数や設置機材のメーカーが違うので統合できるかどうか調査が必要 ・双方向の総合的な情報通信網の整備計画により、将来的には廃止の方向で検討	・新町で調整 総合情報通信基盤整備計画の中に防災関係についても具体的な位置付けが必要
	防災無線（移動系） ・周波数 466.675MHz ・親局 西伯町役場 ・移動局 車載 10、携帯 10	防災無線（移動系） ・周波数 466.8375MHz ・親局 会見町役場 ・移動局 車載 10、携帯 8	周波数の違いを統一する必要がある。 移動系の無線は業務上必要（デジタル化を視野に入れる必要有り）	電波管理局から新規に無線局の認可を得て業務継続
（担当課）	総務課（桑名）	総務課（河野）		
（根拠法令）	西伯町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例	会見町農村情報（防災行政）連絡施設の設置及び管理に関する条例		
防犯灯	・町管理数 78 本（集落間に設置） ・設置者 西伯町 ・電気代（維持費含む） 西伯町  防犯灯設置は、予算の範囲内で町が行う （集落の内外を問わず）  ・集落内の防犯灯は集落で管理（電気代含む）	・設置数 456 本 ・設置者 各集落 ・電気代 設置者負担 ・防犯灯設置補助 維持 600 円 改良 4,800 円 新規 6,000 円		西伯町の例による
（担当課）	町民生活課（亀尾）	総務課（岩田）		
（根拠法令）				

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
地域防災計画	西伯町地域防災計画（計画編、資料編）平成15年度改訂予定	会見町地域防災計画（計画編、資料編）	計画の統合	・新町において調整。
（担当課）	総務課（桑名）	総務課（岩田）		
（根拠法令）	災害対策基本法第42条	災害対策基本法第42条		
防災会議	西伯町防災会議 ・組織 指定地方行政機関の職員 5名 県職員 5名 警察署長 町職員 5名 教育長、消防団長 指定公共機関の役職員 8名 ・任期 2年	会見町防災会議 ・組織 指定地方行政機関の職員 1名 県職員 4名 警察署長 町職員 1名 教育長、消防団長 指定公共機関の役職員 1名 ・任期 2年	定員の調整 構成員の検討調整	・新町において調整。
（担当課）	総務課（桑名）	総務課（岩田）		
（根拠法令）	西伯町防災会議条例	会見町防災会議条例		
災害対策本部	西伯町災害対策本部 ・組織 本部長、副本部長、本部員 （部、現地本部長等）	会見町災害対策本部 ・組織 本部長、副本部長、本部員 （部、現地本部長等）	組織体制の調整 （例：本庁舎、分庁舎等の行政体制に即した本部等の設置）	・新町において調整。
（担当課）	総務課（桑名）	総務課（岩田）		
（根拠法令）	西伯町災害対策本部条例	会見町災害対策本部条例		

## 2町の施策の調整方針について（総務企画部・選管分科会）

項目		現況		課題	調整方針
		西伯町	会見町		
選挙管理委員会	組織	委員任期 4年 委員数4名、補充員4名 平成13年6月24日就任 (次期改選、平成17年6月)	委員任期 4年 委員数4名、補充員4名 平成14年4月25日就任 (次期改選、平成18年4月)	委員・補充員の人選	1 合併時においては、両町で委員であった者が互選により委員を決める。 (地方自治法施行令に定める特例) 2 新町の議会成立後は、議会において委員、補充員を選挙する。
	事務局	職員数 5名 事務局長 総務課長兼務 書記 総務課職員兼務(4名)	職員数 6名 事務局長 総務課長兼務 書記 総務課職員兼務(5名)		全体の組織、機構の協議の中で調整する。
	報酬	委員長 5,600円 委員 5,400円	委員長 5,400円 委員 5,200円	報酬額の相違	非常勤委員等の報酬として、別途協議する。
明るい選挙推進協議会	任期	2年	1年	委員任期の統一	西伯町の例による
	委員構成	委員数 24名 学識経験者1、区長協議会10、 地区公民館6、女性委員6、町職員1	委員数 13名 学識経験者1、公民館等1、 女性2、青年3、老人1、その他5	委員数、選出方法	新町において調整する。
選挙の執行	投票区	数 7箇所 ポスター掲示場の数 56箇所	数 3箇所 ポスター掲示場の数 24箇所	投票区の数 (ポスター掲示場は、投票区に付随)	両町の制度を継続する。
	開票区	数 1箇所 開票所 プラザ西伯	数 1箇所 開票所 会見町公民館	開票所の数については、統合し1箇所とする	新町において調整する。
	選挙公報	発行する	発行しない。	発行の方針	西伯町の例による
報	・選挙長	1選挙 10,700円 (同時選挙は1選挙の扱い)	1選挙 10,700円 (同時選挙は1選挙の扱い)	両町同一の取り扱い	両町の例による。
	・投票管理者	日額 12,700円	日額 12,700円	両町同一の取り扱い	両町の例による。
	・開票管理者	1選挙 10,700円 (同時選挙は1選挙の扱い)	1選挙 10,700円 (同時選挙は1選挙の扱い)	両町同一の取り扱い程	両町の例による。
	・選挙立会人	1選挙 8,900円 (同時選挙は1選挙の扱い)	1選挙 8,900円 (同時選挙は1選挙の扱い)	両町同一の取り扱い	両町の例による。

酬	・投票立会人	日額 10,800 円 (職務時間 8 時間未満 6,500 円)	日額 10,800 円 (職務時間 8 時間未満 6,500 円)	両町同一の取り扱い	両町の例による。
	・開票立会人	1 選挙 8,900 円 (同時選挙は 1 選挙の扱い)	1 選挙 8,900 円 (同時選挙は 1 選挙の扱い)	両町同一の取り扱い	両町の例による。
選 任	・選挙長	選管事務局長	選管委員長	任に当たる者の相違	会見町の例による
	・投票管理者	選挙権を有する町職員	選挙権を有する町職員	同一の取り扱い	両町の例による。
	・開票管理者	選管事務局長	選管委員長	任に当たる者の相違	会見町の例による
	・選挙立会人	推薦者及び選管委員	推薦者及び選管委員	推薦は法定制度、選管委員は各町の方針	選管委員については、両町の例による。
	・投票立会人	投票区内の町民	投票区内の町民	法定制度	両町の例による。
	・開票立会人	推薦者	推薦者	法定制度	両町の例による。
(担当課)	選挙管理委員会事務局(藤原)	選挙管理委員会事務局(唯)			
(根拠法令)	地方自治法、公職選挙法 ・西伯町選挙管理委員会規則 ・西伯町選挙管理委員会委員長専決規程 ・西伯町選挙運動管理規則 ・西伯町の議会の議員及び長の選挙における ポスター掲示場の設置に関する条例 ・西伯町の議会の議員及び長の選挙における ポスター掲示場に関する規則 ・西伯町個人演説会開催手続規則 ・西伯町の議会議員及び長の選挙における 選挙公報の発行に関する条例 ・西伯町の議会議員及び長の選挙における 選挙公報の発行に関する規程 ・西伯町検察審査委員候補者選定規程 ・選挙人名簿の閲覧に関する要綱	地方自治法、公職選挙法 ・会見町選挙管理委員会規則 ・会見町選挙管理委員会委員長専決規程 ・会見町選挙運動管理規則 ・会見町の議会の議員及び長の選挙における ポスター掲示場の設置に関する条例 ・会見町の議会の議員及び長の選挙における ポスター掲示場に関する規則 ・会見町個人演説会等開催手続規則 ・会見町検察審査委員候補者選定規程 ・選挙人名簿の閲覧に関する規則 ・政治活動のために使用する事務所に係る立札 及び看板の類の表示に関する規程			